



## マイナンバーって何? vol.2 社会保障・税・災害対策の分野でマイナンバー制度が始まります

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

ことし10月、住民票を持つ全ての人に1人1つの12桁の番号が通知されます。この番号は、国や地方公共団体などで、社会保障・税・災害対策の分野で活用されます。

### 平成28年1月から こんな場面が必要ですよ

- 年金を受給しようとするとき
  - 健康保険や介護保険を受給しようとするとき
  - 被災者生活再建支援金を受給しようとするとき
  - 所得税などの確定申告をするとき
  - 勤務先、金融機関で税や社会保障の手続きをするとき
- 広がる使い方  
金融機関の口座開設や電気・ガス・水道などの民間サービスへの届け出が一度にできるなどの使い方が検討されています。
- 問い合わせ  
マイナンバー制度の詳しい内容は、コールセンター ☎0570(20)0178 にお問い合わせください。  
平日午前9時30分～午後5時30分  
(土・日・祝日、年末年始を除く)

### スケジュール

- ①平成27年10月  
「通知カード」が住民票の住所に地方公共団体情報システム機構から送られます。「個人番号カード」の交付を希望する人は、申請が必要です。
- ②平成28年1月  
申請した人には、無料で「個人番号カード」が交付されます。
- ③平成29年1月  
自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認できる「マイポータルサイト」が始まります。
- ④平成29年7月  
国や市町村などで情報が連携されます。申請などで提出する書類が減り、住民の皆さんの負担が軽くなります。

#### 通知カード (イメージ)

個人番号 ○○……○○  
生年月日 ○年□月△日  
性別 男  
氏名 菊陽太郎  
住所 熊本県菊池郡菊陽町久保田2800

## 7月1日(水)から住民票などを第三者に交付した場合にお知らせする 本人通知制度を始めます

町民課 住民係・戸籍係 ☎(232)4914

本人通知制度は、住民票や戸籍などの証明書の不正な請求を抑止し、人権侵害を防止するためにいう制度です。利用するには事前に登録申し込みが必要です。

### 本人通知制度とは

委任を受けた代理人や職務上請求が認められている弁護士(裁判・訴訟などの手続きは除く)など、住民票や戸籍を請求する権利・義務のある人に交付した場合、事前登録していた本人にその事実を通知します。

#### 通知内容

- 証明書の交付年月日、種類、通数
- 交付請求者の種別(代理人、第三者)

#### 登録できる人

- 次の全てを満たす人
- 町に住民登録または本籍がある人(過去にあった人も含む)
- 日本国内に居住している人

#### 登録に必要な書類

- 登録申込書(町民課、西部支所、町ホームページにあります)
- 本人確認書類(運転免許証、住民カード、旅券、健康保険証など)

#### 申請先

町民課、西部支所

#### 制度の流れ



## 国勢調査の事務補助をする 非常勤職員を募集します

- 職種 事務補助 2人
- 期間 8月17日(月)～12月16日(水)  
※16日以内
- 場所・時間 菊陽町役場 総合政策課  
午前8時30分～午後5時15分(7時間45分)
- 内容 調査票の仕分け、データ入力作業 など
- 応募条件 パソコンの操作ができる人(ワード、エクセルなど)
- 賃金 日給5,520円(通勤手当無し)
- 備考 雇用保険有り 社会保険無し
- 申込方法 履歴書(写真付き)を総合政策課に持参か郵送してください。郵送の場合は、封筒に「履歴書在中」と朱書きしてください。
- 申込期限 7月21日(火) 午後5時15分(必着)
- 選考方法 7月30日(木)に役場で面接を行います
- 申し込み・問い合わせ ☎869-1192(住所不要)  
菊陽町役場 総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112



## 菊陽町プレミアム付商品券を 販売します

- 町内登録店舗で使えるプレミアム付商品券を販売します。
- 販売開始日
  - 未就学児がいる世帯 8月3日(月)
  - その他 8月17日(月)
- 販売場所 町内の金融機関と販売認定店舗(現在未定)
- 内容 1部千円券6枚つづり
- 費用
  - 未就学児が1人いる世帯 1部目3千円、2部目5千円
  - 未就学児が2人以上の世帯 2部目まで3千円
  - その他世帯 1部5千円
- 購入できる人 7月1日時点で町の住民票に登録のある世帯
- 購入方法 各世帯に配布する引換はがきで購入してください。
- 購入限度数 1世帯2部
- 発行部数 2万3千部
- ※詳しくは広報さくよう8月号でお知らせします。
- 問い合わせ 商工振興課 商工振興係 ☎(232)2165

## 皆さんの知識と経験を生かした 政策提案を募集します

政策提案制度は、NPOや町民の斬新な視点や柔軟な発想からの提案を求め、住みよいまちづくりを進めるための制度です。応募をお待ちしています。

#### 政策提案を募集します

町は提出された提案が有効かどうかなどを検討し、採用または不採用を決定します。採用と決定した場合、政策の立案、実現に向けて具体的に取り組みます。

#### 募集期間

7月1日(水)～7月31日(金)  
午前8時30分～午後5時15分  
※土・日・祝日を除きます。

#### 提出書類

- ①政策提案書
- ②政策提案者署名簿
- ③その他、提案に関係する資料など
- ※①②は総務課や西部支所、町ホームページにある専用の様式で提出してください。

皆さんの力を今後の  
まちづくりに生  
かします!



#### 提出方法

総務課へ持参し、提出してください。

#### 注意事項

- 提出する場合、手続きなどについて詳しく説明しますので事前にご連絡ください。
- 原則、提案は町の総合計画に沿った内容である必要があります。
- 政策提案者署名簿には、満20歳以上の町民50人以上の署名が必要です。
- ※「町民」とは、町内に住所がある人、町内に通勤通学をしている人、町内に事務所・事業所がある、または町内でコミュニティ活動などを行う個人・団体をいいます。

#### 申し込み・問い合わせ

総務課 総務法制係 ☎(232)2111